

身体拘束適正化に関する指針

令和5年4月1日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この指針は、サービスを提供するにあたり、利用者の生活の自由を制限する行為をなくし、利用者の尊厳ある生活を送るために、身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、安易に行うことのないよう「身体拘束適正化」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

(身体拘束の適正化に関する基本的な考え方)

第2条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限すること及び利用者の尊厳ある生活を阻むものであり、当法人では、利用者の尊厳と意志を尊重するとともに、拘束による身体的・精神的弊害を理解し、安易に行うことのないようケアに工夫する。

また拘束廃止に向けた取組を推進することにより、身体拘束を行わないケアの実施に努める。

(身体拘束の適正化に対する基本方針)

第3条 当法人では、原則として身体拘束その他の行動の制限は行わない事とし、やむを得ず身体拘束を行う必要が認められる場合は、身体拘束適正化委員会での協議を経て「利用者本人若しくは他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと（切迫性）」「身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと（非代替性）」「身体拘束その他の行動制限が一時的であること（一時性）」の3要件の全てを満たしていることを確認し、本人・家族への説明同意を得た上で行う。また身体拘束を行った場合は、その状況について経過観察記録を行い、早期に拘束を解除することを目標に鋭意検討する。

第2章 身体拘束対応体制

(身体拘束適正化委員会に関する事項)

第4条 当法人では、身体拘束の廃止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために、法人内事業所が連携し、「身体拘束適正化委員会（以下、委員会とする）」を設置する。

委員会は3か月に1回開催し、必要に応じ随時開催する。

2. 設置目的

①身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への指導

3. 委員会の役割

委員会は身体拘束の適正化をすすめるため、以下のことを行う

- ① 身体拘束の適正化に関する指針等の見直し
- ② 身体拘束について報告するための様式及び記録の整備
- ③ 発生した身体拘束の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認する
- ④ 身体拘束の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる
- ⑤ 報告された事例及び検討結果、対策を職員に周知徹底する
- ⑥ 教育研修の企画・実施を行う
- ⑦ 日常的ケアの見直し、利用者に対して尊厳のあるケアが行われているか検討する

4. 委員会の構成員とその役割

委員会は、施設長、看護職員、機能訓練職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員等で構成する。尚、必要に応じて専門的知見者の助言を得る。

又、数時間以内に身体拘束を要す場合は、生命保持の観点から他職種共同での委員会に参加できないことが想定される為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討する。

第3章 身体拘束適正化のための職員研修

第5条 委員会は、介護に関わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの敢行を図り職員教育を行い、以下の内容について検討、実施する。

- ① 定期的な教育・研修の実施（年2回以上）
- ② 新任者に対する身体拘束適正化の為の研修の実施
- ③ その他必要な教育・外部研修等の実施

第4章 身体拘束の報告方法等

第6条 利用者や他の入所者の生命または身体を保護するためやむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

2 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

3 カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素を全て満たしているか否かについて検討・確認を行う。

身体拘束を行う事を選択した場合は拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、拘束届・ケアプランの作成を行うと共に廃止への取組み等を書式に沿って作成する。

4 利用者本人や家族への説明

「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に基づいて身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を家族等に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

また、身体拘束の同意期間を越え、なお拘束を必要とする場合は事前に家族等と行っている内容と方向性・利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施する。

5 記録と再検討

日々ケース記録に状態心身の状況等の経過を記録し、随時モニタリングを実施。解除する方向に取り組んでいるか等の経過報告を都度介護支援専門員に提出をする。

ケアカンファレンスを実施し、身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を随時検討する。

6 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除し家族に報告を行う。また、一時的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合には同様の対応で身体拘束による対応が再開された場合、同意書の再手続きなく同様の対応を実施できることとする。

第5章 身体拘束が発生した場合の対応

第7条 事業所内において、他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束を視認した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで、専任担当への報告をしなければならない

第8条 当該報告を受けた施設長または専任担当者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い、実態の把握に努めなければならない。また、施設長は、身体拘束の事実が確認できた場合、利用者及び家族への謝罪を行い、必要に応じ行政等への報告をしなければならない

第9条 施設長は委員会において、身体拘束の発生ごとに調査内容、再発防止策について検討、又は報告しなければならない

第6章 入所者等に対する当該指針の閲覧

第10条 A棟2階事務所前に誰もが閲覧できるよう設置する

(別添) その他身体拘束適正化の推進の考え方について

施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論し、共通認識を持って身体的拘束適正化に向けて取り組む必要がある。

- ① マンパワーが足りないことを理由として安易に身体的拘束を行っていないか
- ② 高齢者は転倒すると大きな怪我になるという先入観のみで安易に身体的拘束を行っていないか
- ③ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束を必要と判断していて、他に方法はないのか